

平成28年（2016年）6月紀北町議会定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成28年6月7日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成28年6月17日（金）

応招議員

1番	大西瑞香	2番	原 隆伸
3番	奥村 仁	4番	樋口泰生
5番	太田哲生	6番	瀧本 攻
7番	近澤チヅル	8番	入江康仁
9番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑正量		

（うち遅刻議員）

12番 東 篤布

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内 康雄
会計管理者	玉津 武幸	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	上野 和彦	危機管理課長	水谷 法夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	中村 吉伸
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	堀 秀俊
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	石倉 充能	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	久保 建作	海山総合支所長	玉津 裕一
教 育 課 長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	宮原 俊也	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	奥村能行
書 記	奥川 賀夫	書 記	上野 隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

11番 奥村武生 13番 東 清剛

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**瀧本攻議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

また、12番 東篤布君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

---

**瀧本攻議長**

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議事の運営上、議事日程の朗読は省略することといたしたいと思いますので、ご了承ください。

---

**日程第1**

**瀧本攻議長**

それでは日程にしたがい議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

11番 奥村武生君

13番 東 清剛君

のご両名を指名いたします。

---

**日程第2**

## 瀧本攻議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長からの審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 奥村仁君。

奥村仁君。

## 奥村仁総務産業常任委員長

おはようございます。

それでは、平成28年6月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月9日、木曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名、出席のもとで開催いたしました。

説明のため出席した者は、総務課、財政課、企画課、税務課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において、付託されました案件は、

議案第33号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町税条例等の一部を改正する条例）

議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

議案第38号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

の議案4件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告します。

まず、議案第33号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町税条例等の一部を改正する条例）の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての審査を行いまし

た。

質疑といたしましては、車両のメーカーの指定をしたのか。5速ミッションにした理由、4WDの方式、メーカー塗装の消防色という意味。車両の下取り実績について、また、町内での消防車両の扱い業者の件数や、その業者が車検やポンプの整備の取扱いをするのか。予定価格の作成方法や、最近、社会問題でもある燃費問題の影響などについて、質疑がありました。

答弁といたしまして、入札にはメーカー指定はしておらず、5速ミッションにしたのは、消防団との協議の結果であり、バッテリーあがりの時でも押しかけをして対応できるということが、主な理由でありました。

4WDの方式につきましては、切り替え式になっており、メーカー塗装の消防色というのは、赤色の消防色の仕様であるということでありました。

また、車両の下取り実績は、これまでもなく、今回の車両も経年年数からして下取りは難しいと思う。

また、ポンプは消防署などで動作確認後、状態が良いものであれば、消防団などで予備として使用も可能である。

また、町内で消防車両を扱っている業者は4社あり、入札参加資格者は町外を含め、47社であり、予定価格の作成については、納入実績のある3社から見積りを取り、一番安いものを参考に作成したとのことでした。

また、車検については、消防団から依頼し、町内の業者が行っている。燃費の問題については、入札の仕様には入っておらず、今後の国の対応により考えていくとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第38号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第1号）について、本常任委員会所管分の審査を行いました。

はじめに、総務課所管分については、歳入の6ページ、三重海区漁業調整委員会委員補欠選挙委託金242万1,000円で、歳出の8ページ、海区漁業調整委員選挙費です。

質疑としては、三重海区漁業調整委員会委員補欠選挙について、6月6日に告示され、無投票が決定されていることを確認し、事前費用の発生、平成28年8月14日に任期満了となり、改選があるとの本会議での説明に間違いはないかを確認いたしました。

また、委員の構成や仕事内容について、補欠選挙と任期についての規定、欠員となった

理由、その原因、その時期、その方が所属する市町については、地域に委員がいなくなるということで、その地域の漁業に影響が出る可能性はないかというものでした。

答弁といたしましては、委員の構成は、公選と学識経験者、公益代表があり、公選では9名、学識経験者では4名、公益代表として2名であり、学識経験者は知事が任命しています。任期は4年で、今回、1名が4月下旬に辞任されたことで、満了日まで2カ月以上あることから、補選となったが、6月6日の告示日に立候補の届け出がなく無投票となり、満了日まで2カ月を切ってしまうことから、新たな補選はなく欠員となる。

また、委員の仕事内容は原則、毎月1回委員会が開催され、漁業に関する事項の処理にあたる行政委員会で、漁場の関係などの紛争の解決などを、主にやっているとのことで、委員会の決定により海区の漁業ができる区域を決定したりする。今回、辞任された原因については、町としては、はかりかねるところであり、聞いていない。辞任された方は、紀北町の方と聞いていますが、選挙が正しく、公正、公平に執行されることを選挙管理委員会として、見守っていくとのことでした。

事前費用の発生については、郵送料、入場券の準備にかかっており、県のほうからいただけるが、この後、本選挙があるため、あわせて精算となることから、時間をいただき減額補正をさせていただくことになるとのことでした。

次に、財政課所管分につきましては、質疑はありませんでした。

次に、企画課所管分については、7ページのコミュニティ助成事業助成金の歳入のみで、質疑として、具体的な事業の説明を求め、申請先や助成内容の性質について、講師を呼んでの講演会開催など、ソフト事業などは対象とならないかなどがあり、また、今年度、対象となっている事業の内容について、これまでの助成事業について、わかる範囲で説明を求めました。

答弁として、一般コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが実施する、宝くじの社会貢献広報事業で、コミュニティ活動に必要な備品や、安全な地域づくりと、共生のまちづくり、地域文化への支援及び活力ある地域づくりなどに対して助成を行う事業で、要綱に記載されており、これに合致するものであれば助成することができるとされているが、備品の購入や修繕が主なもので、ソフト事業は認識していない。

また、申請については、三重県を通して自治総合センターに申請します。前年度の10月に申請を行い、平成28年3月に助成決定があったため、当初予算に間に合わなかったものです。今年度の事業として、便ノ山神楽舞保存会の獅子頭、屋形の修繕、用具収納庫の製

作費148万1,000円ほどの事業に対し、140万円の助成をいただけるというもの。過去には、平成28年度に、きいながしま孫太郎太鼓の会、平成26年度に白浦大白まつり祭典委員会と海山芸能道場賀楽多、平成25年度に島勝山車保存会が助成を受けていて、1件につき100万円から250万円まで10万円単位となるとのことでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された4案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

### **瀧本攻議長**

次に、教育民生常任委員長 入江康仁君。

### **入江康仁教育民生常任委員長**

皆さん、おはようございます。

平成28年6月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月8日、水曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、学校教育課、生涯学習課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第34号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第35号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例

議案第38号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

の議案3件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、議案第34号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

課長の補足説明はありませんでした。

続いて、質疑に入り、質疑として限度額の引き上げで、どれぐらいの保険料の増収が見込めるのかという点と、軽減枠の拡大について、軽減対象は何世帯ぐらいになるのか、今、わかっているればお答え願いますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、国民健康保険の保険料額は、7月に本算定で確定しますので、まだ、決まっていますが、前年度

の情報で限度額がどれくらい増えるのかを計算しますと、163万円くらい増える感じです。それだけ限度額を超える対象者が少ないという現状です。軽減の対象世帯につきましても、同様に7月に確定しますので、正確な数はこれから出てくることになります。一応、平成28年3月末時点での参考数値ですが、5割軽減の対象者数は391世帯で、762人、2割軽減の対象者数は313世帯、638人となっていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、軽減に関して、一般会計から繰り入れされる財源の割合はどうなっていますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、国民健康保険料の軽減に対する支援のことだと思いますが、一般会計から国保会計に保険基盤安定の繰出金という形で、全額繰り入れされ、国保会計に予算計上されています。この基盤安定の繰出金は、2種類ありまして、1つ目は従来から支援されている低所得者の保険料の軽減に対する保険者の負担軽減を図る目的で、軽減額に応じて支援されるものと、消費税を原資として低所得者が多い国保の財政基盤が弱い保険者に繰り入れる保険者支援分があります。この保険基盤安定の繰出金ですが、当初、予算ベースで保険料の軽減分としましては、7,827万4,000円を予算計上しており、保険者支援分としましては、3,927万3,000円を予算計上していますという答弁でございました。

次に、先ほど限度額が引き上げられるということでしたが、これはほかの保険にはない制度だと思うのですが、厚生年金とかだと所得が上がれば上がるほど、際限なく保険料が上がっていくと思うのですが、国保特有の限度額の設定ではないかと思いますが、どうですかという質疑に対しまして、ほかの保険制度については、あまり詳しくないのですが、社会保険でも標準報酬月額に応じて、階層が決まっていて、階層に応じてということでは保険料の上限額は設定されていますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第35号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

課長の補足説明はなく、質疑に入り、質疑といたしまして、町立幼稚園の一時預かり保育条例の改正ですが、国の法律の一部改正ということで、3月議会でも町独自で、町長の子育て支援の大きな柱として、第1子のカウントの小学3年生以下というのをとって、第3子が無料ということになりました。今回、国の制度が変わって、この条例も改正することですが、その統合性がよくわからないので説明してください。

もう1点、4月1日から適用ということですが、町独自で改正したものとダブルのかどうか、仕組みがどうなるのか説明してくださいという質疑でございました。

答弁といたしまして、今回の幼稚園一時預かり保育料の改正につきましては、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い改正したものです。以前から行っています第3子の無料については、この改正とは関係なく、引き続き無料となります。今回の改正につきましては、第2子が課税額により一部年齢の基準が撤廃になりましたもので、主に第2子の部分について改正するものです。

今回の改正分は、4月1日から施行しますが、町単独の第3子の無料につきましては、引き続き無料となりますという答弁でございました。

次に、第2子の部分で、町の部分よりも国のほうが制度として良くなったわけですね。小学3年生以下というのをとって、それより上の子どもでもよくなったわけですね。所得制限について、町の第3子無料部分についてはなかったと思います。国の部分はそれがあるのですか。階層は表でよくわかったのですが、やはり国の部分が優先されるのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、今回の改正につきましては、以前、階層が第3階層までであったものが、第4階層にわかれたもので、以前は第3子につきましては、無料。小学校1年生から3年生までの子どもの人数によって、2人目を半額にするというように規定にしていました。それを所得制限というわけではないのですが、町民税所得割課税額7万7,100円を基準に、それ以下なら第3階層として、第2子は半額、第4階層、町民所得税割課税額7万7,101円以上については、小学校3年生までの子どもを対象に、1人目、2人目というカウントをします。

第3階層については、その制限はなく、例えば小学校4年生でもカウントに入れて、1人目、2人目とカウントをします。第4階層については、小学校3年生を基準にして、そこから1人目、2人目というカウントをしますという答弁でございました。

次に、後で結構ですので、一覧表か何かしていただいたほうが、わかりやすいと思います。これを適用される方は、何人いるのですか。今回、一時預かりだけでは全体の保育料については改正はないのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、今回の幼稚園一時預かり保育料の改正につきましては、第3階層の第2子に該当し、半額になるという部分が、新しく加わった部分になりますが、対象は4名程度になると見込んでいます。ただ、これは一時預かり保育を利用した場合に、適用されるもので、実績としては4名そのままというわけではないと思います。幼稚園の保育料の改正につきましては、規則で定

めておりまして、既に規則改正で同じように、第4階層までの区分で改正していますという答弁でございました。

次に、4月1日から適用されていますので、この表にある第1階層から第4階層、第3子の無料、それぞれの該当者は現在で何人いますか。また、先ほどの4人というのは、第3階層のことだと思いますので、それぞれの人数を教えてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、第3階層の第2子、半額につきましては、先ほど申しましたように、4名です。第3子で無料となりますのは、4名を予定していますという答弁でございました。

次に、第1階層、第2階層、第4階層は要らないのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、第1階層は該当する方はございません。第2階層につきましては、1名でございます。第4階層の第1子、300円に該当する方は15名、第2子の小学校3年生以下でカウントし、半額になる方は8名、第3階層の第1子、300円に該当する方は5名、第2子で半額になる方は4名、第4階層の第3子で無料となる方は3名を予定していますという答弁でございました。

次に、今の第4階層で、第3子、無料になる3名は、先ほど第3子無料は4名ということでしたが、この3名は含まれていますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、先ほどお答えさせていただいた、第3子、4名につきましては、第3階層の中で、第3子が1名、第4階層の中で、第3子が3名いまして、あわせて4名ということになっていますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第38号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第1号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに、学校教育課所管分については、課長の補足説明はなく、質疑に入り、昨日の説明では、地域未来塾事業で、中学校の夏休みの塾をするということで、ICT関係のソフト等の購入ということでしたが、もう少し具体的に説明をお願いします。また、夏休みに実施するということですが、この事業の全体像がわかりませんので説明をお願いしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、今回、補正でお願いしています学校・家庭・地域の連携協力推進事業は、この中に地域未来塾事業というものがございます。これにつきましては、中学校の生徒を対象に、主に夏休み等を計画していますが、学習支援と

学校などで自主学習など、学習習慣のついていない生徒に、学習習慣をつけてもらうというのを目的にしています。

今回、補正でお願いしますのは、ICT関連機器の活用ということで、iPad、タブレットの購入を考えています。iPad、タブレットに、中学生の基本パックであるソフトを導入し、子どもたちの基礎学力の向上に役立てたいと考えていますという答弁でございました。

続きまして、質疑といたしまして、夏休み中の中学生を対象にということですが、町内の各中学校で実施するのか。どこか1箇所で行うのですか。また、何回ぐらい実施する計画ですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、町内には中学校は4校ございます。1箇所に集めるというのではなく、中学校ごとに実施しますが、これは全生徒を対象にするわけではなく、学習習慣のついていない生徒を対象にすることを考えています。

また、夏休みの全期間をこの事業で補習するというものではなく、クラブ活動等もありますので、それが終わってから空いた期間に補習を希望する生徒を対象に、学習支援をする計画ですという答弁でございました。

また、各学校の自主性を重んじるということなのか。こちらから何回ぐらいしなさいということになるのですか。また、どういう先生が教えるのですか。学習習慣のついていない生徒というのは、学校が判断するのですか。この事業は子どもにとっては、良いことだと思います。どこまで具体的に計画が進んでいるのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、この事業につきましては、新規の事業ですので、計画段階ではございますが、夏休みの学習支援につきましては、各中学校の非常勤講師の方々にお願いすることを考えています。対象とする生徒については、事情をよくわかっています各中学校にお願いをする予定です。広く募集をさせていただくのも良いかと思いますが、先生方の判断で、補習に参加したほうがよい生徒に、声掛け等をしていただくよう計画しています。回数につきましては、クラブ活動の予定、非常勤講師の日程調整などありますので、具体的には予定いたしておりませんという答弁でございました。

また、初めての事業ということでもありますので、塾へ貧困の問題などで行けなくて困っている方もいると思います。学力に関係なく利用させていただくのもいいのかと思います。学習習慣をつけるためのものという答弁でしたが、貧困世帯を救うというのも必要だと思います。学習習慣のついていないのと、貧困とは関係があるという話もよく新聞や本で見ます。せっかくの機会ですので、そのところも考慮して、より良い結果を残せるように

全力で頑張っていたいただきたいと思いますが、決意の表明をお願いしますという質疑でございました。

答弁といたしまして、貴重なご意見をいただきありがとうございます。なるべくご意向に添えるように学校とも相談しながら、より効率的に実施させていただきたいと考えています。よろしくをお願いしますという答弁でございました。

次に、備品購入費で200万1,000円の予算ですが、先ほどiPad、タブレットという機器を購入するということでしたが、全てその購入費なのですか。iPad、タブレットは何台、購入するのですか。また、iPad、タブレットは、どういうものなのか説明をお願いします。それが未来づくりにどう活用されるのか、役立っていくのかということも教えてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、補正でお願いしています200万1,000円の内訳につきましては、iPad、タブレット38台を購入する計画です。このiPad、タブレットに中学校1年生、2年生、3年生、それぞれの学習基本パックというソフトウェアを入れて、学習していただく計画になっています。

中学校の基本パックですが、新学習指導要領に対応した演習とテスト、あと英語を動画で見るとか、化学では写真やイラストを使ったものとなっています。iPad、タブレットは大きさは携帯電話より少し大きめのA5サイズぐらいのものですという答弁でございました。

次に、液晶になっていて、ノートのように平たいものですが、未来づくりといっても、人材を育成する教育という意味なのですか。地域づくりということではなく、人をつくるというふうに解釈していいのでしょうかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、この事業につきましては、地域未来塾事業ということで、中学生を対象に学力の向上をめざす学力支援ということですので、地域づくりということではなく、人材育成になると考えていますという答弁でございました。

次に、iPad、タブレット38台、基本パックのソフトウェアをセットで38台分ということですか。それで200万1,000円ということですかという質疑に対しまして、はい、そのとおりですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、2点質問しますと。先ほど非常勤講師が携わるということでしたが、退職された教員の方も携わるということは考えていますか。200万1,000円は備品購入費ですが、iPad、タブレットを購入したあとに、毎月の経費が要ると思いますが、その財源は一般財源になるのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、

この地域未来塾に関しては、現在ところ非常勤講師を学習支援の先生に考えています。退職された先生につきましても、ご承諾いただけるならお願いしたいと考えていますが、今のところ、その学校に非常勤講師がいるのならば、生徒の顔も知っているということもあり、非常勤講師の方をお願いする計画です。i P a d、タブレットの今後の維持費についてですが、ソフトウェアを導入しまして、インターネット回線を使うことはございませんので、このあと、特にi P a d、タブレットの維持についてはありませんと。固定的に経費をかけるということは考えていませんという答弁でございました。

以上のとおり、学校教育課所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、生涯学習課所管分については、課長より内容説明がありまして、内容説明に入り、今回、補正をお願いしている文化振興事業140万円は、便ノ山神楽舞保存会が行おうとする神楽等の補修に対する助成ですと。この事業は平成25年度から、毎年度6月補正で計上させていただいていますコミュニティ助成事業を活用するもので、一般財団法人自治総合センターから10分の10の助成を受けているもので、今回は事業費と同額の140万円の助成を受け、一般財源は0の事業です。神楽舞保存会が実施しようとする内容は、獅子頭の漆の塗り直し、屋形の補修、用具収納箱の改修です。この助成を行うことにより、地域伝統文化の維持継承を支援し、地域社会の円滑化と住民福祉の向上に寄与しようとするものですとの内容説明でございました。

内容説明のあと、質疑に入りまして、神楽はいつからですかと。それから今回の補修は何基もあるのですかという質疑に対して、答弁といたしまして、便ノ山神楽につきましては、今から273年前に始まったとお聞きしています。神楽につきましては、1組ですという答弁でございました。

これまでもこういった補修や修理はあったのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、以前も同じコミュニティ助成を活用した屋形の修理をしたことがありましたという答弁でございました。

また、次に獅子頭は非常に高度な技術が必要で、京都のほうにしか、そういう職人がいないと聞いているが、今回は、地元でそういうところがあるのか、わかっていれば教えてくださいという質疑でございます。答弁といたしまして、今回は尾鷲市の漆を扱う業者で、わっぱとかをしている業者のぬし熊で可能ということで、保存会の方が話をされていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、修理に140万円だが、新規に新しいものを買った場合、どれ

ぐらいするのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、その点に関しては確認していませんが、補修も難しい作業になるということです。金額はかなりかかると思いますという答弁でございました。

次に、コミュニティ事業で100%の財源で、25年度から毎年行っているとのこと。今回は便ノ山神楽ですが、計画的にされているのか。また、今回もほかにも候補者があつてのことなのか。どこまでこの事業が続くのかを含めてお願いしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、私ども生涯学習課に關係する団体については、過去3年間で4団体、今年の便ノ山神楽舞保存会を含めて、5団体ということになります。今後につきましては、状況を見ながら話を持ちかけたり、団体からのお話があれば、内容を精査し可能であれば申請していきたいと思つているという答弁でございました。

以上のとおり、生涯学習課所管分について質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。よつて、本案の当委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された3案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

#### **瀧本攻議長**

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

---

#### **瀧本攻議長**

ここで、10時30分まで、休憩いたします。

(午前 10時 15分)

---

#### **瀧本攻議長**

定刻になりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 30分)

---

#### **瀧本攻議長**

各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第33号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第36号 専決処分承認を求めることについて、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第38号 平成28年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、総務産業常任委員会にかかる部分について質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第34号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **瀧本攻議長**

以上で、質疑を終わります。

議案第35号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第38号 平成28年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、教育民生常任委員会にかかる部分について質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了します。

---

### 日程第3

#### 瀧本攻議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第33号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

( 発言する者なし )

#### 瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

( 発言する者なし )

### 瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第3 議案第33号については、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を  
お願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

### 瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第4

### 瀧本攻議長

次に、日程第4 議案第34号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第34号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手  
を願います。

( 全 員 挙 手 )

## 瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第5

### 瀧本攻議長

次に、日程第5 議案第35号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

### 瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

7番 近澤チヅル君。

### 7番 近澤チヅル議員

議案第35号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例の賛成討論を行います。

今回、国の子ども・子育て支援法の一部改正により、紀北町立幼稚園の一時預かり保育料の見直しを行うものでございます。今回の子ども・子育て支援法の一部改正で、子どもの保育料は基本的には第2子が半額になり、第3子が全額無料になりました。今までは3人子どもがいる場合でも、基本的には就学前に3人いないと第2子半額、第3子全額無料にはなりませんでした。私も本年度の予算議会である12月議会の一般質問で、第1子の就学前までの枠をとるよう求めました。当町では、3月議会ではその枠を外し、第3子を国の施策に先立って無料にいたしました。

今回、国の改正により保育料は、第2子半額、小学校入学前という枠をとり、第2子半額、第3子全額無料になりました。これに関連しての改正であります。当町の保育料は条例により規則で決めることになっており、既に決まっております。そして、今回のこの幼稚園の一時預かりは、地域の宝である子どもを応援する、負担を軽くするための条例改正

であり、心から賛成いたします。

そして、この対象関係者への連絡だけではなく、全ての町民の皆さんにお知らせしてください。そのことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

**瀧本攻議長**

原案に賛成討論される方はございませんか。

( 発言する者なし )

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第35号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第6**

**瀧本攻議長**

次に、日程第6 議案第36号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

まず討論を行います。

原案に反対討論される方はございませんか。

( 発言する者なし )

**瀧本攻議長**

次に、賛成討論される方はございませんか。

( 発言する者なし )

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第36号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

#### **瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

### **日程第7**

#### **瀧本攻議長**

次に、日程第7 議案第37号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

( 発言する者なし )

#### **瀧本攻議長**

賛成討論される方はございませんか。

( 発言する者なし )

#### **瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第37号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

#### **瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第 8

### 瀧本攻議長

次に、日程第 8 議案第 38 号 平成 28 年度紀北町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

（ 発言する者なし ）

### 瀧本攻議長

次に、賛成討論される方はございませんか。

（ 発言する者なし ）

### 瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 8 議案第 38 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（ 全 員 挙 手 ）

### 瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

### 瀧本攻議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

それでは、6月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月7日に開催されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、上程いたしました案件につきまして、原案どおりご可決賜わり、誠にありがとうございます。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見、ご指摘につきましては、その対応に留意しながら町政運営にあたってまいります。また、間もなく7月となりますが、7月2日には10周年を迎えるきほく七夕物語が開催され、紀北町の夏のイベントが始まります。今年も燈籠祭、夏祭りKODOをはじめ、多くのイベントを予定しておりますので、是非ご参加いただきますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、梅雨どきの天候不順の折、議員や住民の皆様方におかれましては、健康にご留意され、ますますのご活躍をいただきますよう、ご祈念申し上げまして、議会定例会の閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

### **瀧本攻議長**

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

平成28年6月定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月7日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、町長はじめ副町長、教育長、監査委員、職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会することができました。心から御礼申し上げます。

これから夏本番を迎えることとなりますが、体調面にはくれぐれも気をつけていただきたいと思っております。そして、一層ご活躍をいただきますようお願い申し上げます。

---

### **瀧本攻議長**

それでは、これをもちまして、平成28年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午前 10時 44分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 8 年 9 月 6 日

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 奥村武生

紀北町議会議員 東 清剛